

SDG s 事業とまちづくり基本条例～～「そもそも論」とは何か

(文責：井上剛) 20210415

【基本姿勢】

SDG s 事業の中に SDG s 街区構想があり、その件で 4/12 (月) に住民説明会がありました。この構想は不要ではないかという提案も含め、課題はいくつかあるものの全体としてよいものにしていききたい気持ちは共有できたと考えていいと思います。

その上で、私を含めて何人かが問題にしたのは SDG s 事業とまちづくり基本条例の関係でした。どういうことか、少し経過を書きます。

【経過】

2017(H29)年度

10～12 月 町は、翌年度予算編成方針説明会で SDGs に取り組む方針を説明したり、各地域を回って行う「まちづくり懇談会」で SDGs についての紹介をしたが、理念には触れたものの街区構想までは説明していないと思われる。というのも、その時期には応募プランの検討中であったからだ。(2018 年 12 月議会では、町長が 17 年 10 月頃公募プラン作成を指示した、と答弁している)

2018 年 3 月 内閣府が実施した「SDG s 未来都市」の選定公募に対して 55 の応募があり全て公開されていて、その中にニセコ町作成の提案応募資料(3/23 付け)がある。計 46 頁に及ぶ資料の最終頁にはカラーの街区図面が付いている。

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/teian/shorui/sdgs_h30teian_ichiran1.pdf

2018(H30)年度

6 月 15 日 首相官邸で「SDG s 未来都市」選定証授与式

※6 月 7 日、議会に対して政策案件等説明会で、内閣府が実施した「SDG s 未来都市等」の選定公募に対し、提案応募したことを含めた経過説明が町からあった。応募した時のではなく、選定証授与式のわずか 8 日前のことである。予算を含めた内容は以下の通り。

- ・「NISEKO 生活・モデル地区構築事業」1, 300 万円 (国費ベース)
- ・購入予定の 9 ha (運動公園隣接地) に、近未来的・SDGs 型の生活空間を形成 →町独自基準による高性能住宅群、政策的混在(世帯構成、所得層、職業など)、美しい景観保全(電線地中化、地域運営組織による美化活動など)、エネルギーの地産地消の検討、など
- ・購入予定地の図面付き説明ページもあるが、国への応募資料にあった図面とは異なっている。

7 月 20 日 「ニセコ町 SDG s 未来都市計画」に対するパブリックコメント募集が町 HP

に掲載されたが、国への提出時に付いていた最終頁のカラーの街区図面は何故か削られている。

7月27日 臨時議会でSDGs関係予算が補正計上され、可決された。

8月 「ニセコ町SDGs未来都市計画」第一版が策定され、町のHPに掲載された。

【まちづくり基本条例との関係】

1. 2018年3月23日付けで応募資料が作成されていることから考えると、それ以前から準備していたと考えられます。それからパブリックコメント募集(7/20~30)で情報が公開されるまで約4か月ありました。

選定されるまでの約3か月間に、提案内容についても提案書を提出したことについても説明がなく、議会や町民に対しても報告も議論もされないままでした。しかし、その後の1か月間に、国からSDGs未来都市に選定され、パブコメ募集中に議会で補正予算案も通っています。7月には計画予定地の隣接住居を戸別訪問して概要を説明しています。しかし、町民全体には知らせていません。

2. たとえ特定地域のことであっても、ニセコ町のこれからのあり方を大きく変化させる可能性のある計画であれば町民参加の議論は欠かせません。これは、「まちづくり基本条例」第2条（情報共有の原則）に反するのではないかと思います。

第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。

3. また、第4条（説明責任）はどうでしょう。

第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する義務を有する。

【解説】によると、「本条が及ぶ範囲は広く、町の仕事の計画段階から財政上の情報など、まちづくりの諸活動の成果までを想定」となっています。

4. さらに、第5条（参加原則）です。

第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。

5. 加えて、第6条（意思決定の明確化）の適用も考えなければならないでしょう。

第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。

【解説】には「行政の透明性の確保」だとあります。さらに、町長が町の代表者として「どのような情報や案に基づき」「どのような議論を踏まえ」「どのように考え、いつ、どの時点で判断したか」等の政策決定の過程を明らかにすることは当然の責務であり、住民自治を進める最低限の義務であるとも書いてあります。

6. 国に選定されることが分かったのであれば、その時点で未来都市計画の情報公開をしようと思えば出来るだけの時間的余裕はあったはずですが。国に選定されることが決まり、補正予算案が議会を通った頃にパブリックコメント募集という形でようやく住民に知らせる方法はまるで、決まったけど形だけ皆の意見を聞くからねと言われているように感じます。密室政治と言われても仕方がないでしょう。それは「まちづくり基本条例」が最も避けようとしたものだと考えます。

ちなみに、パブリックコメントは1件のみでしたが、それに対する町からの回答には「徹底した住民参加と情報共有の実践により事業展開していくこととしており」と書いてあります。ブラックユーモアでしょうか。